



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2812 号 2016.1.12 発行

社説：子育てを支えるのは社会全体の責任だ

日本経済新聞 2016年1月12日

少子化が止まらない。生まれてくる子どもの数は、2014年までの40年間でほぼ半分になった。15年は推計100万8千人と、5年ぶりに増えたとみられるが、わずかな変化にすぎない。

少子化対策は、若い世代だけの話ではない。社会全体が変わらなければ、人口減は加速する。カギを握るのは、働き方の抜本的な改革と、子育てを支える財源の裏打ちだ。次世代の育成を、私たち一人ひとりの課題ととらえたい。

安倍晋三首相は「一億総活躍社会」に向けて「希望出生率1.8」を掲げた。具体的な数字を示すのは、強い決意の表れだろう。

もちろん結婚や出産は個人の選択であり、何かに強制されるようなことはあってはならない。1.8は国民の意向調査に基づく数字であり、妥当といえる。

若い世代に的を絞った施策は必要だ。保育サービスを拡充し、安心して妊娠・出産できる医療体制を整える。だが、流れを変えるには、それだけでは足りない。

何より重要なのは、硬直的な長時間労働を見直すことだ。男女問わず働き手の能力を高め、短い時間でも高い成果が出せるような働き方に変えなければならない。仕事と家庭が両立しやすくなるだけでなく、企業の成長の源となる。

時間ではなく成果で評価する人事制度、教育訓練の充実、在宅など多様な勤務形態の整備など、取り組むべき課題は多くある。職場の働き方そのものに踏み込まず、子育て中の社員を短時間勤務制度などに囲い込むようなやり方では、限界がある。

若い世代では、雇用が不安定なために結婚や子育てに踏み切れない人もいる。処遇改善や正社員転換のためにも、能力を高める機会を増やすことが大切だ。職業訓練はもちろん、力を伸ばした人が好条件の職場に移っていきやすい柔軟な労働市場が要る。

もう一つ、財源確保も避けては通れない課題だ。15年度の補正や16年度の予算案で一定程度、盛り込まれたが、より長期的な視野で考えなければならない。

それには社会保障の配分の仕方にメスを入れることが不可欠だ。豊かな高齢者には一定の負担を求めるといった、財源の組み替えが要る。子どもたちは日本の未来の担い手だ。社会全体で子育てを支えるために、日本をデザインし直すときだ。今こそ国民的な議論に踏み出さなければならない。

社説：若者たちの今／耐える強さを変える力に

神戸新聞 2016年1月11日

「18歳選挙権」が導入される今年、若者の政治参加がかつてなく注目されている。安全保障関連法に反対する大学生らの運動が脚光を浴びる一方で、若者の無関心や投票率の低さを嘆く声も根強い。だが、それは若者だけの問題なのか。「成人の日」に、あらためて考えたい。

まず目を向けなければならないのは若者を取り巻く厳しい現実だ。

新成人は、子どもの6人に1人が貧困という格差社会で育ち、非正規労働者が4割を超

える中で就職活動に臨まねばならない世代だ。

学生生活も気楽さとは程遠い。学費は高額化し、5割を超える学生が何らかの奨学金を借りている。低賃金で学業に支障をきたすほどの労働を強いられる「ブラックバイト」が社会問題化している。

希望しない勤務シフトを強いられる。時給が最低賃金を下回る。ノルマが厳しい。無理だと断ればクビになる。みんなが頑張っているのだから自分も耐えなくては、と1人が辛抱強く頑張るほど全体のしんどさが増す。学生バイトの悩みは働く人全てに通じる問題だ。

昨年2月、関西の大学生たちが労働組合「関西学生アルバイトユニオン」を結成した。「耐える強さを変える力に」を合言葉に、一人で悩まず、力を合わせて現状を変えようと相談や団体交渉、学習会などに取り組んでいる。

安保法についても「経済的に困窮した若者や学生が自衛隊に送り込まれ、戦闘に巻き込まれる危険はないか」と問題提起している。

若者たちの切実な危機感を、考えすぎと切り捨ててしまわずに共有したい。

このまま少子高齢化が進めば、高齢者の福祉や介護が重くのしかかり、消費税や年金、医療など個人負担は増すばかりだ。どこまで公費で負担すべきか。憲法に基づく平和の理念を現実はどう生かすか。先送りしてきた問題に全ての世代が向き合い、答えを出さねばならない。

政治の“常識”に染まっていないからこそ、おかしいことはおかしいと声を上げる。あきらめずに行動できる若者の力は大きい。

自分の生活は政治につながっている。そう気づいた若者たちの問題提起を真摯（しんし）に受け止め、よりよい未来につなげる。それは一足早く大人になった者の責任でもある。

社説：社会保障政策 「1億総活躍」の具体策を急げ 読売新聞 2016年01月12日

◆医療費の抑制は避けて通れない◆

人口減と超高齢化をいかに乗り越え、社会・経済の活力を維持していくか。日本が直面する極めて重要な課題である。

子育てや介護の支援を強化し、女性や若者、高齢者の働き手を増やす。中長期的には少子化に歯止めをかける。安倍政権が掲げる「1億総活躍社会」という目標は間違っていない。

多岐にわたる施策の具体化に取り組む1年としたい。

日本の総人口は2008年をピークに減少に転じた。現在は約1億2700万人だ。

◆若者の雇用安定が重要

出生率が改善しないと、60年には8700万人にまで減り、高齢化率は4割に達するとされる。労働力人口も50年に今の3分の2になる見込みだ。

この流れを食い止めなければ、社会保障制度の維持は危うい。

政府は、「1億総活躍社会」の重点指標の一つに「出生率1・8」を掲げる。財政難から後回しにされてきた少子化対策を、最優先課題としたことは評価できる。

1人の女性が生涯に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は現在、1・42にとどまる。

若者が結婚や子育てを希望通りにできれば、出生率は1・8に回復するという。この差の要因としては、経済的な問題とともに、仕事と子育ての両立が困難な雇用慣行や保育所不足が挙げられる。

若年層の経済基盤を強化するため、非正規労働者の処遇改善と正社員への転換支援を進める必要がある。職業能力開発の体制整備も重要だ。多子世帯への経済支援や奨学金の拡充など、子育ての負担軽減も図りたい。

◆保育・介護人材確保を

16年度予算案に盛り込まれた関連施策を着実に実施すべきだ。

女性を含め、多様な人材が活躍するための大前提となるのが、長時間労働の是正など働き方の見直しである。男女ともに仕事と家庭を両立できる環境が整わなければ、出生率の向上は望めまい。

重点指標の二つ目の「介護離職ゼロ」は、団塊の世代が高齢化する中で、喫緊の課題だ。

介護を理由とした離職者は、40～50歳代を中心に年間10万人に上る。介護サービスが不十分な実態を物語る。特別養護老人ホームの入居待ちは50万人を超える。

政府は、保育や介護の受け皿を従来の計画に上乘せして整備する方針を打ち出している。

問題は、保育・介護サービスを担う人材の確保である。いずれの業界も人手不足が深刻化し、サービス提供に支障が出ている事業者が目立つ。最大の要因は低賃金だ。思い切った処遇改善に向け、財源確保策を検討せねばならない。

「103万円の壁」「130万円の壁」など、女性の就労を阻害している税や社会保障制度の見直しについても議論を深めたい。

高齢化に伴って膨らむ医療費の抑制は、社会保障制度を持続させる上で最大のポイントである。

かかりつけ医の機能を高め、軽症者の大病院受診を減らす。退院支援や在宅診療など高齢者のニーズに合った医療を充実させ、高コストの急性期病床は絞り込む。

かかりつけ薬局の普及により、重複投薬といったムダを省き、安価なジェネリック医薬品（後発薬）の利用を促進する。

4月の診療報酬改定では、こうした方向性に沿ってメリハリをつけ、費用の抑制と医療の質向上を両立させることが大切だ。

◆給付抑制は不可欠だ

高齢者にも経済力に応じた負担を求めたい。高額療養費制度で70歳以上の負担上限を現役並みに引き上げる案は、検討に値する。

年金制度にも課題が残る。

少子高齢化の進行に応じて給付水準を引き下げる「マクロ経済スライド」の機能強化は不可欠だ。現行制度では、デフレ下での実施が制限されているため、引き下げが遅れている。

その分は将来世代の年金を減らして収支のバランスを取ることになる。これでは若年層の理解は得られまい。経済情勢にかかわらず完全実施するようにすべきだ。

厚生年金の加入対象拡大も進めたい。現在は非正規労働者の多くが除外されている。将来、無年金・低年金になる恐れが強い。企業が保険料負担を逃れるため、非正規雇用を増やす要因でもある。

厚生労働省が昨年まとめた改革案は、これらの懸案を先送りした不十分な内容だった。今国会に提出予定の関連法案では、しっかりと対応してもらいたい。

政府・与党は、今夏の参院選を意識して痛みを伴う改革から逃げるのがあってはならない。

障害乗り越え 成人の日 小矢部10人「支えられ」 中日新聞 2016年1月12日 富山



抱負や目標を語る新成人たち＝小矢部市清水で

知的障害者の親たちでつくる「手をつなぐ育成会と なみ地域連合会」は十一日、小矢部市清水の津沢コミュニティプラザで「成人を祝い、新春に語るつどい」を開いた。新成人十人の門出を、保護者や桜井森夫市長らが祝った。

十人は小矢部、砺波、南砺の三市内に住んでいたり、働いたりしている。百人余りが見守る中で、登壇した新

成人は一人ずつ自己紹介し、穴田清会長から花束と記念品を手渡された。

代表で運送会社勤務の水口貴之さんが感謝のあいさつ。「たくさんの人に支えられ、元気に会社へ通っている。社会の一員として仕事に責任を持ち、健康に気をつける」と力強く話し、大きな拍手を浴びた。（堀場達）

真冬の川で「頑張るぞ」 岡崎、新成人らが寒中水泳

中日新聞 2016年1月12日

大声で叫びながら泳ぐ新成人の3人＝岡崎市板屋町の乙川で
岡崎市板屋町の乙川で十一日、新年恒例の寒中水泳（中日新聞社後援）があり、新成人三人を含む九～六十三歳の五十六人が参加した。

今年で四十一回目を迎える伝統の行事。この日の水温は七度で、参加者たちは「冷たい」「やばい」と大声で叫びながら、真冬の川を元気よく泳ぎ切った。

新成人の三人は入水前に、新年の抱負をそれぞれ述べた。



このうち成人の年の記念として初めて参加した岡崎市真伝町、会社員加古敏矢さん（20）は「すごく冷たかったが、気持ち良かった」と振り返った。

加古さんは日本知的障害者水泳連盟の育成選手に選ばれており、二〇二〇年東京パラリンピック出場を目指している。「成人となり、水泳だけでなく仕事も頑張るしながら、四年後のパラリンピックに向けて努力したい」と話した。（森田真奈子）

世界でひとつの結び織りマット 旭川荘愛育寮、岡山で展示会

山陽新聞 2016年1月12日

販売される予定の結び織りのマット

セーターをほどこき、結び織りの技法を用いてマットに再生した作品の展示会「100枚のマット展」が15日、後楽ホテル（岡山市北区平和町）1階のアートスペースで開かれます。社会福祉法人・旭川荘の知的障害者支援施設「愛育寮」（同祇園）の利用者が手掛けたもので、2年ぶり3回目。前

回は初日で半数以上が売れ、会期中に完売するほどの人気を集めました。利用者も期待に応えようと制作に励んでいます。

束ねた毛糸を一つ一つ縦糸に結び付ける愛育寮の利用者

結び織りは、倉敷民芸館（倉敷市中央）の初代館長で染織家の故・外村吉之介さんが考案した技法で、束ねた横糸（毛糸）を縦糸に結び付けて織ります。柔らかな手触りと、耐久性に優れているのが特長です。リサイクルのため、毛糸の色や量を確保しにくく、全く同じ製品は作れません。どれも世界にひとつしかない“逸品”です。

愛育寮の織工房では平均54歳の男女8人が制作に取り組んでおり、38センチ四方を1枚仕上げるのに、1週間程度かかるそうです。今回の作品展では、38センチ、28センチ四方の大小2種類を出品。格子やドット、十字など、シンプルながらも、多彩な毛糸を組み合わせたデザインがそろいます。座布団として活用でき、値段は大4千円、小3千円です。

指導する大嶋万里子さんは「結び織りは、集中力と根気がいる作業で、みんなが毎日こつこつ丁寧に仕上げました。売れたら、今後の励みになります。お値段以上の価値があるので、ぜひ足を運んで手に取って見てほしい」と話しています。

会期は25日まで。折り機の展示もあります。問い合わせは平日に愛育寮織工房（086-275-2458）。



病児預かり、充実へ補助 小児科や保育所に施設 働く親の両立支援

産経新聞 2016年1月12日

政府は4月から、急な発熱で保育所での集団保育を利用できない子供らを一時的に預かる「病児保育」の充実本格的に乗り出す。対応する病院や保育所への補助金を手厚くして施設不足を解消し、親の育児と仕事の両立支援につなげる。

子供がインフルエンザなどにかかると、一定期間は保育所などに預けられず、親は仕事を休まざるを得ない。財源には、企業が負担する「事業主拠出金」の新年度からの引き上げによる約27億円などを充てる。

病児保育には急性期の「病児型」、回復期の「病後児型」、保育所などで具合が悪くなった子を預かる「体調不良児型」などがある。市区町村が民間に委託し、多くは小児科や保育所に併設されるが、年齢の違う子を一緒に世話をし、容体の急変にも備えるため保育士や看護師の配置基準は通常の保育所より厳しい。

施設は平成26年度に全国約1840カ所あり、延べ57万人が利用。厚生労働省は、働く女性の増加などで施設は著しく不足するとみている。

どこからがアウト？ 法律からみたPTA——憲法学者・木村草太さん聞く

聞き手 / 大塚玲子

シノドスジャーナル 2016年1月12日

強制加入や非加入者へのいじめなど、「違法PTA」（違法行為をするPTA）の問題を指摘している、憲法学者の木村草太さんに、お話を聞かせてもらいました。PTAがやっていいことと、やっちゃいけないことって、どう判断すればいいのでしょうか？

——PTAって、保護者を強制加入させることはできないんですか？

団体に加入するっていうことは、ひとつの契約なんですね。契約が成立するのは「両当事者が合意をした場合」です。逆にいうと、両当事者が合意していなければ、契約は成立しないわけです。

したがって、PTAは保護者を強制的に会員にすることはできない、ということになります。

——PTAは強制加入団体じゃないということですね？

強制加入団体というのは、法律で「なにかをする条件として、なにかの団体への加入が義務づけられているもの」なんです。

たとえば、「弁護士として営業するためには、かならず弁護士会に入らなければいけない」とか、「ある団地の区分所有者になるのであれば、かならずその団地の管理組合に入らなければいけない」とか、そういうものですね。

PTAの場合、「子どもが学校に入るなら、かならずこのPTAに入らなければいけない」というような法律はないので、強制加入団体ではありません。

——では、PTAが任意加入だと知らない保護者の口座から、会費を給食費と引っしょに引き落とししたら、まずいですか？

そうですね。その人とPTAとのあいだで、加入の契約が成立しているか、いないかという問題がありますが、どちらにしても、会費は返されなければなりません。

まず、契約が成立していないのであれば、引き落とされた会費は「不当利得」ということになるので、民法のルールに従って、PTAは会費を返さなければいけません。

もし契約が成立していたとしても、おそらく「詐欺の契約」ということになって、取り消せるでしょう。取り消しになった場合は遡及するので、やはり会費は返さなければいけないことになります。

「詐欺の契約」っていうのは、たとえば、詐欺のリフォーム業者がやってきて「消防法上、これをやらなきゃいけないことになってます」といって契約させられたような場合で

すね。当然、取り消せます。

——そうすると、訴えられることもありえますか？（汗）

ありえるでしょうね。その場合、被告は「PTA」になるでしょう。法人格をもっていなくても、団体の長がいて、組織化されていれば、被告になりえるんです。

もし訴訟があれば、PTA は確実に負けます。合意もないのに、契約上の債務があるといってお金を引き落としているわけですから「振り込め詐欺」といっしょです。裁判所から代表者（PTA 会長）に通知がいて、「会費を返してください」ということになるでしょう。

ただし、全額返すことになるかは、わかりません。もしその保護者が、PTA からすでになんらかのサービスを受けていれば、実費を相殺して一部返金になるかもしれません。

PTA と名簿

——ところで、いま PTA に入らない人は、病気など個人的な事情を役員に伝えなければなりません。それがいやで、やめたいと言いだせずに、追いつめられる人も多いようですが……。

これは PTA が任意加入でやっていれば、起こりえない問題ですね。

そもそもの問題として、一連の個人情報保護法令により、学校は、保護者や児童・生徒の名簿を、PTA に渡してはいけません。ですから、PTA は本来、自分から「入りたい」と言ってきた人の名前や連絡先しか、把握していないはずなんです。そうすると、PTA に入りたくない人が、そのことを PTA に伝える必要は、最初からないはずなんですよね。

——学校は、保護者や子どもの名簿を PTA に渡しちゃダメなんですか？

ええ。名簿というのは、目的の範囲でしか使ってはいけません。学校は PTA という別の団体に名簿を出してはいけません。

学校だけでなく、保護者も同様で、学校からもらったクラスの名簿を、PTA に伝えてはいけません。なぜならそれは、保護者が学校との関係で使う目的でもらった名簿だからです。

たとえば、私はいま、団地管理組合の会計理事をしているので、加入者全員の名簿を持っています。それをリフォーム業者の人に「はい、どうぞ」ってあげたらアウトですよ。あるいは、私がリフォーム業をやっていたとして、その名簿を使って営業したとしたら、それもやっぱりアウトです。

——なるほど、アウトですね。これも、もしかすると訴えられる可能性はありますか？

ありますね。「個人情報の第三者提供」ということになり、1 件あたり数千円の損害賠償というのが、判例上の基準です。もし、クラス 30 人分の名簿を PTA に流したとしたら、4000 円×30 人分で、12 万円の損害賠償ということになります。

——学校全体だと、かなりの額ですね……。では、PTA は本来、どうやって名簿をつくれればいいのでしょうか？

任意加入にして、申請書を集めて名簿をつくることです。そうすれば契約が成立して、いまある問題は、全部なくなります。

名簿というのは、そもそも、申請書を集めないことにはつくりようがないんです。名簿がつくれなければ、団体って存在しないのといっしょなんです。会員の人数だって、わからないんですから。

非会員の子どもは排除される！？

——現状では、PTA に「加入しない」とか「やめる」とかいうと、いやがらせを受けることがあるようですか？

人間関係でなにか言われる、ということでしょうか。もしひどいケースであれば、侮辱という不法行為になると思います。

もしくは「(入っていないと) 不利益がありますよ」などと言われて、加入を強制されたのであれば、脅迫または恐喝にあたります。これで会費をとったら、もちろん返さなきゃいけませんし、場合によっては脅迫罪も成立します。

こういうのもそもそも、任意加入であれば、生じえない話なんですけど……。

——PTAに入っていない家庭の子どもが、学校内でおこなわれるPTA行事に参加させてもらえないケースは、どうですか？

それは、はっきりと「アウト」です。

なぜかという、PTAというのは、会員限定サービスをする団体ではないからです。その学校に子どもが通っている保護者が、「学校の子どもたちみんなのために、いいことをしよう」というのが、PTAという団体なんです。だから、一部の子どもを排除するってことは、まったくおかしいわけです。

PTAって、学校の部屋を使えるとか、さまざまな特権をもっていますよね。学校という公共団体から、そういう特権をもらえるのはなぜかという、学校全体のために奉仕してくれる団体だから、協力しましょう」ってことなんですよ。

だからもし、会員の子どもに対象を限定したサービスをするのであれば、学校はそもそも、協力する理由がないんです。

たとえば、30人のクラスのうち5人の親が、「クリスマスのときにサンタさんのバイトを雇って教室に来てもらい、自分たちの子どもだけにプレゼントを配らせたい」って言ったとしたら、ふつうに考えて、先生は「NO」と言いますよね（笑）。そういう会員限定のサービスは学校でやなくていい、家でやってください、という話になる。

これが「クラス全員に配りたいんです」っていうことなら、「ちょっと考えましょう」って話になると思うんですけどね。

——人数を減らして考えるとわかりやすいですね。そうすると、非会員の子どもが排除される心配はないわけですね。

そうですね。会員以外の子どもを排除するPTAであれば、学校はすぐに、学校内で活動できるという特権をやめさせなければいけません。

もし、PTAが会員限定サービスをしていることを知ったうえで、学校が活動を続けさせているとしたら、「学校施設の不適切な利用」ということになり、学校長は施設管理者としての責任を問われることになるでしょう。

ですから、全員に提供できないサービスだったら、やめるしかないってことです。もし人手が足りないのであれば、そのぶん、お金を集めてアルバイトを雇うとか、そういうくふうをすべきでしょう。

PTAと予算

——PTAでアルバイトを雇ってもいいんですね。では、役員に給料を払うのもアリですか？

ええ、もちろんアリですよ。みんな、すごく頭がかたくなってるみたいですけど（笑）。

スタッフに給料を払うのは、労働組合でも、NPO法人でもやっていることですから、いいんじゃないですか。

もちろん、たまにある話で、「長年理事長をやっている人が勝手に予算を決めて、毎月ウン十万円を自分でもらっている」とか、そういう悪質なことにならないよう、会員のなかでちゃんとルールに従って金額を決めていけば、まったく問題ないということです。

——では、PTA予算でなにかを買って学校に寄付するのは、どうでしょうか？

任意加入が前提であれば、ぜんぜんおかしくないことだと思うんですよ。みんなのためになることをやるわけですから。

もちろん学校は、学校教育法上の教育をするための最低限の備品等については、すべて公共の予算でまかなわなくてははいけません（『PTAをけっこうラクにたのしくする本』118ページ参照）。そこをPTA予算で埋めあわせするのは、たしかにまずいです。それをやるのであれば、いったん自治体にお金を寄付して、自治体の予算に組み込んでから、学校に出すってかたちにしないといけませんよ。

ですが、その最低限度ではない、プラスアルファの部分について、PTAのお金を使うというのは、私は問題ないんじゃないかなって思います。

もし問題だと思うのであれば、これも一度、自治体に寄付して、自治体の予算から学校に出してもらうかたちにすればいい。

だから、なんでそれが問題になるかという、強制加入で集めたお金だからでしょう。「押し売り」といっしょになってることが問題なんですね。任意加入なら、問題になりません。——なるほど。では、PTA を任意加入にしたうえで「これはやっちゃいけない」ということは、なにかありますか？

PTA というのはあくまで、公共施設を借りている団体なので、公共性の観点から説明できる活動しかやっちゃいけない、という点です。

判断に迷うときは、つねに「公共的かどうか」を考えてみればいいでしょう。

お話をうかがって

いまの PTA には、“違法”と言わざるをえない面がいろいろとあることがわかりました。問題を一度に全部解決するのはむずかしいかもしれませんが、少しずつでも改善していくにはどうしたらいいか？ それぞれの PTA で、考えていってもらえたらと思います。

・・・

本稿が収録された『PTA をけっこうラクにたのしくする本』（太郎次郎社エディタス、2014 年）には、PTA をけっこうラクに楽しくするための様々なくふうや先駆事例が多数紹介されています。いまの PTA に疑問がある方、いまの PTA をもっとよくしたいとお考えの方は、ぜひお役立てください。



PTA をけっこうラクにたのしくする本

著者／訳者：大塚玲子 出版社：太郎次郎社エディタス(2014-05-30)
定価：¥ 1,728 Amazon 価格：¥ 1,728 単行本（ソフトカバー）
(205 ページ) ISBN-10：4811807731 ISBN-13：9784811807737

木村草太（きむら・そうた） 憲法学者

1980 年生まれ。東京大学法学部卒。同助手を経て、現在、首都大学東京准教授。助手論文を基に『平等なき平等条項論』（東京大学出版会）を上梓。法科大学院での講義をまとめた『憲法の急所』（羽鳥書店）は「東大生協で最も売れている本」と話題に。近刊に『キヨミズ准教授の法学入門』（星海社新書）『憲法の創造力』（NHK出版新書）がある。

大塚玲子（おおつか・れいこ） 編集&ライター。

著書は『PTA をけっこうラクにたのしくする本』『オトナ婚です、わたしたち』（太郎次郎社エディタス）。主なテーマは「家族」「PTA」。東洋経済オンラインに「PTA のナゾ」を連載中。講演会も好評。OH



事務所 <http://homepage3.nifty.com/ohj/>

最新版以外の I E サポート、きょうで終了

ytv ニュース 2016 年 1 月 12 日

アメリカのソフトウェア大手「マイクロソフト」は、インターネットの閲覧ソフト「インターネット・エクスプローラー（I E）」の最新版以外のソフトの安全対策を 12 日で終了する。

安全対策が 12 日で終わるのは、「インターネット・エクスプローラー」の最新版以外のソフト。マイクロソフトはこれまで、ソフト上でサイバー攻撃などの恐れがある弱点が見つかった場合、無料で修正プログラムを配布してきたが、見つかったソフトの弱点があまりに多く、すべてのソフトへの対応が難しくなったとしている。

マイクロソフトでは、最新版の更新方法をインターネット上に掲載し、最新版への更新を呼びかけている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

